

令和4年3月1日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

総務文教委員会

委員長 森 島 守 人

総務文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 閉会中の所管事務等の調査について
(2) その他

- 2 調査の経過 3月1日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。

閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。

その他で、旧庁舎利活用における将来的な使用方針の一部変更について、魚沼市の有線テレビ放送施設の現状と課題について、指定金融機関からの派出廃止の申出について、入広瀬小学校について及び公共施設等総合管理計画の一部改訂に係るパブリックコメントの結果について執行部より報告を受け質疑を行った。

また、ヤングケアラーについて、議長を通じて実態調査を行うこととした。

総務文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 20 号 魚沼市個人情報保護条例の一部改正について
- (2) 議案第 21 号 魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 22 号 魚沼市目黒邸保存基金条例の廃止について
- (4) 議案第 23 号 魚沼市手数料徴収条例の一部改正について
- (5) 議案第 24 号 魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第 25 号 魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正について
- (7) 議案第 26 号 魚沼市体育施設条例の一部改正について
- (8) 議案第 27 号 魚沼市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例の制定について
- (9) 議案第 28 号 魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (10) 議案第 29 号 魚沼市教育センター条例の制定について
- (11) 議案第 42 号 市有財産の処分について（魚沼市柿ノ木もみ乾燥調整施設）

2 調査事件

- (12) 閉会中の所管事務等の調査について
- (13) その他
 - ・旧庁舎利活用における将来的な使用方針の一部変更について
 - ・魚沼市の有線テレビ放送施設の現状と課題について
 - ・指定金融機関からの派出廃止の申出について
 - ・入広瀬小学校について
 - ・ヤングケアラーについて
 - ・その他

3 日 時 令和 4 年 3 月 1 日 午前 10 時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 桑原郁夫、横山正樹、星 直樹、星野みゆき、大平恭児、遠藤徳一、森島守人、本田 篤、(関矢孝夫議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、樋口教育長、吉田会計管理者、桑原総務政策部長、外角消防長、吉澤教育委員会事務局長、米山総務政策部副部長、山之内消防次長、茂野総務人事課長、山田秘書広報課長、五十嵐企画政策課長、星管財課長、森山学校教育課長、斎藤生涯学習課長、小林子ども課長

8 書 記 佐藤議会事務局長、今井主任

9 経 過

開 会 (10 : 00)

森島委員長 定足数に達していますので、ただいまから総務文教委員会を開会します。まず本委員会に付託されました議案について審査願います。

(1) 議案第20号 魚沼市個人情報保護条例の一部改正について

森島委員長 日程第1、議案第20号 魚沼市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 本会議の補足説明でちょっとよく分からなかったんですけど、この改正によって影響を受けないという話をされましたが、具体的に何が変わるのか。もう少し分かりやすく説明願います。

桑原総務政策部長 変更点でございますが、引用しておりました法律、これが統合されるということで、法律名称の改正によるものでございます。

大平委員 名称が変わるだけで、具体的に条文のどの部分を変えるとか、そういうことではないということでしょうか。

桑原総務政策部長 委員お見込みのとおりでございます。

森島委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第20号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第20号 魚沼市個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第21号 魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

森島委員長 次に日程第2、議案第21号 魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 これも確認なんですけど、会計年度任用職員に適用をしていなかったのを適用するということだと理解しているんですけども、これによって会計年度任用職員の方々は、全ての方が対象になるという理解でよろしいですか。

桑原総務政策部長 会計年度任用職員につきましては、任用期間が原則1会計年度という縛

りがございます。ただ、この任用期間中に育児休業を取得される場合については、それが保障されるというところになりますので、全てがというところではないかも分かりませんが、取得しやすい環境が、これによって整備されたということでございます。

大平委員　これでもう、この育児休業の部分については、当面改正は行わないという理解でよろしいですか。

桑原総務政策部長　既に、正職員あるいは任用期間が1年を超える職員については適用になりますので、これが先ほど申し上げましたように、1会計年度とされている会計年度任用職員にも適用するというものでございます。

森島委員長　ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第21号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第21号　魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（3）議案第22号　魚沼市目黒邸保存基金条例の廃止について

森島委員長　日程第3、議案第22号　魚沼市目黒邸保存基金条例の廃止についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　補足説明はございません。

森島委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

横山委員　この基金がなくなるわけですが、今後の保存に必要な経費等については、どこから捻出し、保存していくかお聞かせください。

吉澤教育委員会事務局長　今までは目黒邸の基金ということで、それを運用してきたわけですが、今後は佐藤邸にも使える基金、これは平成29年に既に成立しておりますが、そちらを活用して大規模修繕等に充てたいというふうに考えております。

森島委員長　ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第22号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第22号　魚沼市目黒邸保存基金条例の廃止については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（4）議案第23号　魚沼市手数料徴収条例の一部改正について

森島委員長　日程第4、議案第23号　魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　補足説明はございません。

森島委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員　今回の審査手数料変更ですが、これを受けられる施設というのは今現在どの程度

あるのか、これは新たに申請を行う際のものなのか、そこがよく分からないのでご説明願います。

外角消防長 業者につきましては、別表48につきましては1万戸以上という縛りがありまして、これについては当管内全部で9業者あるわけでございますけれども、そのうちの2業者が2つ以上の県で営業しているということで国の規制及び県の規制になりまして、市の規制になるのが7業者ということでございますが、その中には1万戸以上の消費者と契約している業者はございません。また、別表50でございますけれども、これは貯蔵の量により規制がかかる項目でございます。魚沼市では1社だけ該当になる業者がございます。この申請については、別表48の場合には新規の申請になりますし、別表50の場合には施設等の改修が生じたときに申請になるということでございます。

森島委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第23号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第23号 魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（５）議案第24号 魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例の一部改正について

森島委員長 日程第5、議案第24号 魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 この施設の規模については、定員が何名程度なのか教えてください。

吉澤教育委員会事務局長 子ども課長からご説明いたします。

小林子ども課長 第二たんぼぼクラブの定員ですけれども、最終的には令和6年度で36名の定員としております。

大平委員 36名ということで、運営的には、例えば休日やそれから日々の受入れ時間等ございましたらお示してください。

小林子ども課長 運営日時でございますけれども、他の学童と同じように、月曜から土曜日ということでございます。時間はそれぞれ放課後の時間帯からですが、18時30分までということになっております。

大平委員 お勤めされる職員の方は何人くらい予定されているのか、分かりましたら教えてください。

小林子ども課長 今現在3名を予定しております。

大平委員 これは南魚沼市の事業者の方なので、その対象となるような受入れの児童については、そこの部分も加味するのか、要は市外からの受入れも加味するのか、どういう施設の形になっていますか。

小林子ども課長 こちら市の条例で、魚沼市の学童ということで市で指定させていただきますので、対象児童についても魚沼市内の児童ということになります。

星野委員 第二たんぽぽクラブというお話ですけれども、そうしますと、第一たんぽぽクラブというのは南魚沼市にあるというふうに理解してよろしいでしょうか。

小林子ども課長 ご承知のとおり、本法人については南魚沼市に所在しておりまして、南魚沼地内でたんぽぽ保育園ということで、同じく学童についても併設しております。これをもって法人内で名称決定に最終的に至った段階では、結果として第二たんぽぽクラブになったということです。

森島委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第24号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第24号 魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第25号 魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正について

森島委員長 日程第6、議案第25号 魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明をお願いいたします。詳細は教育委員会事務局長に説明させます。

吉澤教育委員会事務局長 魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正につきましては、提案理由の補足説明におきまして、佐藤肇議員の質疑に対する私の説明が一部明確ではありませんでしたので、具体的な数字を挙げて改めてご説明申し上げます。湯之谷小学校第2体育館多目的室の基本使用料について、占用利用で冷暖房設備を利用する場合で、かつ利用者が市外に住所を有する場合の算出方法であります。1時間当たりの基本使用料1,000円に、占用利用で冷暖房設備を利用する場合の加算率0.5を乗じた500円と、市外に住所を有する場合の加算率、同じく0.5を乗じた500円をそれぞれ加算しまして、1時間当たりの使用料金が2,000円となるものであります。申し訳ありませんが、再度の補足とさせていただきます。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

星委員 旧井口小学校の校舎の解体してないところにある、2階が体育館、1階がランチルームのところのランチルームを改修して人工芝を張るということによろしいでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長 委員お見込みのとおりであります。

星委員 先般の説明ですと、人工芝を張ってグラウンドゴルフ、フットサル、ソフトバレーに使用とのことですが、例えばテニスとか軟式野球とか、そういうことは考えていますか。

吉澤教育委員会事務局長 提案理由の補足説明のときに例示した種目以外にも使える種目は恐らくあるとは思いますが、天井の高さですとか、実際の広さ等を勘案すると、そう激しいと言いますか、競技にはあまり適さないのではないかなということから、先ほど申し上げたような種目を例として挙げさせていただいたものであります。

星委員 小出商工会の隣にある小出第2体育館は、人工芝が張ってあって、フットサルなどができるように壁の四方にネットを張って当たらないようになっているんですけど、これは体育館じゃなくてランチルームだから、壁がガラスになってると思うんですけど、その

側面のネットとかは考えてますか。

吉澤教育委員会事務局長　ちょっと具体的な、どういう種目にどういう設備が必要かというところの詳細を詰めていませんけれども、フットサルの使用は想定をしているところであります。

星委員　四方ではないですけど、2面がもう完全にガラスなので、グラウンドゴルフのようなボールが跳ねない競技は今のままでできると思うんですけど、ソフトバレーは大丈夫かなと思うんですけど、あんまり激しくないとしてもフットサルとかはボールがバウンドすると思うんで、そうすると非常に、現状としてはグラウンドゴルフぐらいしかできないのかなと思いますので、これから検討されることなのかと思いますけれど、私は壁にネットを張らないと本当にグラウンドゴルフだけなのかなというふうに考えていますが、もう一度お聞かせください。

吉澤教育委員会事務局長　今の工事期間中ではありますが、工事以外の設備につきましては、またこれから検討させていただきたいと思います。施設の状態は分かっておりますけれども、その範囲の中で可能な種目、競技ということで検討しているところであります。

星委員　この冷暖房設備は修繕しないで使えるんでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　冷暖房設備につきましては、旧ランチルームにあったものを交換して、新しい設備として今回の工事に含んでいるということでございます。

森島委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第25号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第25号 魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第26号 魚沼市体育施設条例の一部改正について

森島委員長　日程第7、議案第26号 魚沼市体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　補足説明はございません。

森島委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

星委員　利用者の立場に立ってみると、今日3月1日ですので、3月1日の1日利用だけだと思って100円を払ったけど、例えば1日利用が6日間になったりというようになったときにどのように対応するのか。

吉澤教育委員会事務局長　1日利用100円で、1月だと500円という、その差という趣旨かと思いますが、今回定めたのが1回利用100円ということですので、基本的には、例えば毎週利用するとか、毎週複数回利用するという方は、今までどおり月会員ということで利用いただくもののほかに、そこまで利用の頻度が高くない方というような趣旨で1回利用の料金を定めたものでございますので、その場合につきましても、1回としては100円ということと考えております。

星野委員　入広瀬スポーツセンターの弓道室についてです。市の体育施設から外すという説

明でありましたけれども、もし今後ここを利用したいという場合は、どのようにしたらよ
ろしいでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　今回、弓道場としての用途をなくすという改正案でございますが、
それ以外の用途で使いたいということにつきましては、財務規則の許す範囲で目的外使用
の許可を申請していただくということになるかと思います。

星野委員　それ以外の用途ではなく、普通に弓道場として利用する場合は勝手に無料で使っ
ていいものなのでしょうか。どのようになるのでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　今回、弓道場として廃止するわけですので、今後弓道場として使
うという想定をそもそもしておりませんけれども、それにつきましては今までの利用実態
等から判断させていただいたということでありまして、弓道場としての利用については考
えていないというところでございます。

森島委員長　ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結
します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認
めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第26号につ
いて採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第26号　魚沼市体育施設条例の一部改正
については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（８）議案第27号　魚沼市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例の制定について

森島委員長　日程第８、議案第27号　魚沼市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例の
制定についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　補足説明はございません。

森島委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員　主に特定空家を認定するためにこの改正を行うような趣旨だと理解しました。そ
こでお聞きしたいのが、今、現状の特定空家とするようなもの、対象となるようなものにつ
いて考えていくということだと思うのですが、そもそも空き家は今後も増え続ける可能
性がある。そうしたときに、そうならないための措置も当然両側面で考えていかなければ
いけないと思うのですが、この新たにできる協議会の中では、そういったテーマについて
もしっかり、例えば計画を持ってやるとか、進めるときにも現状のものについてプラス、
今後空き家にならないような措置についても考えていくのか。そこら辺の考え方について
お聞かせください。

米山総務政策部副部長　委員おっしゃるとおり、特定空家の認定ということが法定協議会の
任務であると考えております。現在、空き家の計画が策定されております。その空き家の
計画も少し古く、平成29年に設定に策定したものでありますので、委員おっしゃるとおり、
その部分についても法定協議会等で協議をしながら、住民等への周知等々を進めていき
たいと思っております。

星野委員　条例制定後のスケジュールをお聞かせください。

米山総務政策部副部長　令和４年度、来年度になりましたら法定協議会の設立に向けてなる
べく早いうちに事務を進めて、法定協議会をまず設定していきたいと考えております。そ

の中で特定空家を認定し、空き家対策を進めてまいりたいと考えております。

横山委員 特定空家の認定を行うということで、この条例を制定されるわけですが、今後、特定空家がこういうような流れで制定されていくんだということを、市民にきちんとフローチャート化しながら、見える化しないといけないのかなというふうに考えていますので、その辺のところは今後どのように考えているのかお聞かせください。

米山総務政策部副部長 委員おっしゃるとおりだと思います。先ほども申しましたが、法定協議会できちんと話を進めながら、特定空家を認定したタイミングで市民への周知、自治会長を含めた中で周知をしていきたいと考えております。

横山委員 今のことでいいかと思うのですが、市民もやはり自分の近くだとか自治会に危険だよねというところがあるわけですので、それがそういう法的手続きできちんとされるんだということが分かることが、皆さんで見守りができるということになるかと思っておりますので、特定空家の認定については慎重に、かつ早くお願いしたいと思っています。

米山総務政策部副部長 委員おっしゃるとおり、特定空家に認定するまでのフローといいましょうか、手順といいましょうか、その部分について市民のほうに十分説明なり、周知していきたいと考えております。

森島委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第27号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第27号 魚沼市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(9) 議案第28号 魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

森島委員長 日程第9、議案第28号 魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第28号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第28号 魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(10) 議案第29号 魚沼市教育センター条例の制定について

森島委員長 日程第10、議案第29号 魚沼市教育センター条例の制定についてを議題といた

します。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 第4条で教育センターに所長及びその他必要な職務を置くとなっています。これは実際の人数で想定される人数はどの程度なのかお聞かせください。

吉澤教育委員会事務局長 基本的には現在の学習指導センター、適応指導の担当の係、特別支援の担当の係ということで想定をしております、人事配置等を今調整しているところと思われますけれども、今後若干調整が必要の部分もありますけれども、基本的にはそのようなことで、現在の3つの部局を合わせた形と考えております。

大平委員 今3つの部局の方々はそれぞれ何人おられるんですか。

森山学校教育課長 現在3つの部局として行われている仕事ですけれども、まず学習指導センターは指導主事が5名、それから事務員が1名になります。それから適応支援のほうでお願いしているのが指導主事1名、スクールソーシャルワーカー1名、支援員6名、保健師が2名となっております。それから特別支援のほうでお願いしているのが指導主事2名となっております。すみません、ちょっと合計数までは出しておりません。

大平委員 今、事務局長からご説明があったとおり、これはスライドで、その方々が対応するという理解でよろしいですか。確認です。

吉澤教育委員会事務局長 仕事の内容につきましては先ほど課長が申し上げたとおりですが、教育センターの所長は現在、教育長を想定しておりますけれども、ただ、基本的には別のところで勤務するということでありまして、実際の事務的な取りまとめは次長を置くということで、今調整をしているところであります。そこが今後変わる部分ということで考えているところです。

大平委員 今、所長は教育長だとおっしゃいました。そうすると、次の第5条についてですが、運営委員会、専門委員会を置くという新たな形を取られるんですが、この教育委員会との関係、そこについてはどういうふうな位置づけで、関連する部分がかなりあると思うし、協議の内容も絡み合ってくると思うんですが、教育委員会の今の事務執行との関係で、今までと変わる点はあるんですか。それとも今までと同じような形ですか。

吉澤教育委員会事務局長 今回の条例の制定につきましては、基本的にはこれまでの魚沼市学習指導センター条例を拡大して、新たな役割を加えた上で制定したということでもありますので、基本的には現在の学習指導センターの組織を下敷きにつくっているところであります。その中で、学習指導センターにつきましては、先生方についての指導も含めた学習指導が主な仕事でありましたけれども、教育センターにつきましてはそれらも含めて、不登校との支援が必要な児童生徒でありますとか、特別な支援が必要な児童生徒も含めての、それを一つの教育センターとして組織につくり替えるというか、そういう趣旨でございます。なので、当然それらの元々の部分は教育委員会の下部に置かれるべきものでありまして、そのようなことで教育長が所長を想定しているというのも、そのような意味からでございます。

大平委員 もう一点確認なんですが、新たに条例で起こしたことで、この教育センターが、今までと違って権限を付与されたり、責任が今一段高まるとか、そういう意味合いもあるのかなのか、そこら辺だけ確認させてください。

吉澤教育委員会事務局長　教育センターそのものの、いわゆる権限ということについては、これまで学習指導センターの権限、それからそれぞれの担当の権限と変わるものではありませんが、それらが統合された一つの教育センターとなるということでお考えいただければよろしいかと思います。

横山委員　第5条に教育センターに運営委員会及び専門委員会ということで、今大平委員からも質疑がありましたが、運営委員のメンバーは外部からなのか、また人数はどれくらいを想定しているのか等々をお聞かせください。

森山学校教育課長　運営委員のメンバーは現在検討中ということなんですけれども、事務局で想定していますのは、教育長それから教育委員会から事務局長、課長、管理指導主事、指導主事、教育センターからはセンター次長と指導主事、そのほかに学校長の中から教育委員会が選任した者、そのメンバーで考えております。

横山委員　外部から見た目ということも必要かと思います。コミュニティスクールがこれからできるわけであります。そういう関わりの目からも、この教育センターに関わる事業も含めて、第三者の目も必要ではないかなと。今聞きますと、学校関係者が多いと私は感じましたので、その辺のところを検討していただければと思いますがいかがでしょうか。

樋口教育長　今まで学習指導センターの運営委員の外部ということになりますと、市の教育振興会の会長、副会長ということで校長先生方から入っていただいていたわけです。学習指導ですので、今までは学校現場の声を聞くという意味でそういう選任、委員を選んでいたんだと思いますが、今後は特別支援教育、不登校支援等も教育センター業務になりますので、そういう関連の方も運営委員に必要なと私も思っています。整備を進めていきたいと思っています。

横山委員　今の教育長の流れでぜひ検討していただいて、お願いしたいと思います。

森島委員長　ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第29号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第29号　魚沼市教育センター条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（11）議案第42号　市有財産の処分について（魚沼市柿ノ木もみ乾燥調整施設）

森島委員長　日程第11、議案第42号　市有財産の処分について（魚沼市柿ノ木もみ乾燥調整施設）を議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　総務政策部長から補足説明がございます。

桑原総務政策部長　補足説明につきましては、現在机上に配付させていただきました資料のとおりでございます。施設概要については本会議の中で説明させていただきましたとおりでありますし、利用状況、それから現在の建物の状況、評価、償却方法について記してございますので、ご参照いただきたいと思います。

森島委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

星野委員　本日出していただいた資料によりますと、残存価格が1円ということでござい

す。たとえ1円でも無償譲渡と聞くと、いろいろな問題がありました関係上、ちょっとまた何か問題はないのかなと思ってしまうわけですが、その辺無償譲渡で問題ないのでしょうか。

桑原総務政策部長 残存価格1円ということでございますが、耐用年数自体はもう経過をしております、財産価値につきましてはに等しいものということで捉えております。ほかにも無償譲渡を同様の施設でやってきた経過もあるというところも踏まえ、この施設だけ有償でというところについては、また疑義が生じると考えておりますので、残存価格1円というところの状況を鑑みましても無償譲渡が適当だろうという判断をいたしました。

森島委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第42号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第42号 市有財産の処分について(魚沼市柿ノ木もみ乾燥調整施設)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここで、市長は所用がございましたので退席といたします。なお、市長が退席しますので、委員の皆さんから市長に何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。(なし) なければ市長はここで退席ということで、しばらくの間休憩といたします。

休 憩 (10:42)

(市長退席)

再 開 (10:43)

森島委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(12) 閉会中の所管事務等の調査について

森島委員長 日程第12、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことに決定しました。

(13) その他

・旧庁舎利活用における将来的な使用方針の一部変更について

森島委員長 日程第13、その他を議題といたします。まず、旧庁舎利活用における将来的な使用方針の一部変更についてを議題といたします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　それでは配付資料に基づきましてご説明をいたします。この旧庁舎の利活用につきましては、前々回の委員会でもその素案をお示ししたところでございますが、今回、若干の修正がございますのでご説明をさせていただきます。なお、修正点につきましては朱書きで表示をしてございますので、ご確認をお願いしたいと思います。(資料「旧庁舎の利活用について」により説明)

森島委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員　まず旧広神庁舎の2階と3階を入れ替えたということですが、これは何かスペース的なもので入れ替えたのか、そこら辺の理由がありましたらご説明願います。

桑原総務政策部長　この3階に入る予定となりました適応支援教室、フラワールームの関係でございますが、フラワールームに通っている子ども達、この子ども達があまり外部の方と接しない方がいいだろうという配慮の下で、教育委員会と協議をさせていただいた上で変更したというものでございます。

大平委員　行き来は当然1階を通ってくるわけなので、外部との接触を遮るのは難しいんじゃないかなと思うんですが、そう言っている以上、何か特別に出入口を設ける考えがあるんですか。

桑原総務政策部長　特別な出入口を設けるというところは予定しておりません。エレベーターをご利用いただくということで考えております。

大平委員　これは多分、運用して実際に利用をする中でまた改善をするのであれば、子どもたちのことなので柔軟に考えていただければと思います。一定程度年数が経った広神庁舎ですから、当然そこについて実態に応じた形で改修も検討していただきたいなと思ってるところです。このUーb i gとコワーキングスペースについてなんですが、これは2階に移して使用には問題ないという理解でよろしいですか。

桑原総務政策部長　先方とは既に協議を整えておりまして、2階で使っていただくことについては了解をいただいております。

大平委員　使用に際してはかなり大幅な改修が必要なんですか。それともパーティションとか簡易な物で済ませられることになるんですか。そこら辺の見通しはどうなんですか。

桑原総務政策部長　この改修につきましては、先の補正予算で改修費用をつけていただきましたので、現在パーティションの設置工事を進めているところでございます。

大平委員　じゃ、それで終わりということでよろしいですね。

桑原総務政策部長　間仕切り等に係る改修につきましては今回の改修をもって終わりということでございますが、一部来年度に予定しているところもございます。

大平委員　福祉センターのほうなんですけれども、2年縮まったということで、市民の方の利用も非常に高い施設ですので、これはぜひ慎重に扱ってもらいたいと思います。丁寧な説明と、そして実際に利用されている団体や個人も含めているわけなので、そういう方々の意向や利用に際しての使い勝手も含めて、ご意見ある方もいっぱいいらっしゃると思うので、ここは慎重にやっていただきたいなと思うんですが、これを示して今後どういうふうにするのか、少し考えがありましたらお聞かせください。

桑原総務政策部長　稼働率が高い施設であるということは承知をしております、現在検討を進めております生涯学習センター、そちらのほうでこの機能についても包含してまいりたいということで検討は進めたいというふうに思っております。

大平委員 ワークショップでこの議論は十分にやっていただきたいんですが、それ以外でも多くの方が利用していることを鑑みて、やはり別途、例えば説明会やそこに向けての考え方を意見交換できるような場を私は設定する必要があるんじゃないかなと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

桑原総務政策部長 建物自体がかなり老朽化が進んでおります。そういったところを踏まえまして、利用団体等についての説明ももちろんですが、今後の検討課題とさせていただきたいかと思います。

遠藤委員 どこかで説明があったのかもしれませんが、旧広神庁舎について、先ほど教育センターの条例が委員会を通りましたけれども、これはいつからこの施設での利用ということになりますか。

吉澤教育委員会事務局長 工事の進捗次第ということではありますが、夏休み頃を目途というふうに想定をしているところであります。

遠藤委員 この表がいつまで資料として適当かあれなんですけども、この定例会で条例を審議している教育センターについては住所が堀之内になってますので、一旦朱書きでもいいと思うんですけども、2階のところに4月1日から夏休みまでの間の記載はしておいたほうが誤解がないんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

桑原総務政策部長 今おっしゃるとおり、その部分についてはちょっと持ち帰った中で表示方法について考えさせていただきたいかと思います。

森島委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することでご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。ここでしばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10 : 53)

再 開 (11 : 05)

森島委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

・魚沼市の有線テレビ放送施設の現状と課題について

森島委員長 次に、魚沼市の有線テレビ放送施設の現状と課題についてを議題といたします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 それでは資料に基づきまして、現在の魚沼市の有線テレビ放送施設の現状と課題についてご説明をさせていただきます。ご案内のとおり、本市ではテレビの難視聴エリアにつきましては、堀之内地域についてはケーブルテレビ、その他の地域につきましては地デジ再送信施設、こういった設備を設けまして対応しているところでございます。しかしながら事業の中身を見ていくと、それぞれ課題が浮き彫りになってまいりましたので、今後の在り方を考える上で、皆様方に現状、それから課題についてご理解いただきたいということで、今回のこちらにお示しさせていただいたものでございます。詳細につきましては、この後、企画政策課長から説明をさせていただきますけれども、この資料の3

番目のところを御覧いただきたいかと思います。現在の魚沼市の有線テレビ放送施設の課題ということで数点挙げておりますけれども、まず読み上げさせていただきますが、1点目がケーブルテレビの自主放送が堀之内地域限定事業であること。また、自主放送関連機器につきましては、更新サイクルが短く、更新と維持、保守に多額の費用を要すること。施設の老朽化に加えて、堀之内地域で通信線、引込線に使用している同軸ケーブル、これは金属線でございますけれども、同軸ケーブルが国内で製造中止となっていることから、近い将来において光ケーブル等への再整備が求められているということ。また、堀之内地域では難視聴エリアだけでなく視聴可能エリア、これは地デジの電波が入るエリアということですが、この視聴可能エリアにも加入を促進してきたという経過がございます。したがって、施設改修に当たりましては難視聴エリアだけでなく、視聴可能エリア、要するに加入者の方々全員に対しての対応が求められてくるということでございます。また、最後でございますが、堀之内地域と地デジ再送信施設、この地デジ再送信施設のエリアでございますけれども、広神、守門、入広瀬の一部地域にありますが、こちらで料金にかなりの差が出ているという問題がございます。詳細につきましては、企画政策課長から説明させます。

五十嵐企画政策課長 （資料「魚沼市の有線テレビ放送施設の現状と課題」により説明）

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。（なし）では、本件については引き続き調査することでご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定しました。今後の進め方の案についても、しっかりと委員会に報告をお願いいたします。

・ 指定金融機関からの派出廃止の申出について

森島委員長 次に、指定金融機関からの派出廃止の申出についてを議題といたします。本件について執行部に説明を求めます。

吉田会計管理者 資料をご用意しておりません。口頭でのご報告とさせていただきたいと思っております。本件に関しましては、昨年10月から11月にかけて魚沼市の指定金融機関であります株式会社第四北越銀行から、現在庁舎会計課の窓口に着置してあります派出員につきまして、令和4年6月1日から廃止したい旨のお願いがございまして、現在廃止の可否も含めまして銀行と協議を行っているところでございます。第四北越銀行につきましては、現在派出が残っております県内の10自治体でございますが、これを一律に廃止をしたいというところでございます。提案の承諾につきましては、市のほうではまだ結論は出ておりませんが、ほかの自治体の状況からいずれば廃止をせざるを得ないものと考えているところでございます。派出につきましては、指定金融機関の職員1名が毎日午前9時から午後3時まで勤務をしております、窓口業務といたしまして市の公金の収納を行っております。廃止された場合につきましては、収納業務を市の職員、会計課の職員が行うものでございますけれども、現在会計課の職員も受領は行っておりますので、廃止に対しまして市民の皆様につきましては、特段の影響はないものと考えておるところでございます。廃止の可否、時期、廃止になった場合の公金取扱事務の調整につきまして、現時点で決まったことは何一つございませんけれども、そういった申入れを受けていることにつきまして、口頭で申し訳ございませんけれども、ご報告をさせていただきたいと思っております。なお

前後いたしますけれども、派出廃止の理由といたしまして、銀行側といたしましては業務運営に係る銀行の負担が大きいということと、市民の皆様の利用も限定的であるためということをお願いしております。また、令和2年までですけれども、既に県内の7つの市で庁舎内に設けております派出につきまして、廃止を行っているようでございます。以上、口頭ですが、ご報告をさせていただきます。

森島委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

星野委員　例えば、ほかの指定金融機関に振り替えることとかは可能なのでしょうか。

吉田会計管理者　指定金融機関は契約上1年更新でございます。申出がない限りは継続して行っているということでございますが、ではどこの金融機関ということになりますと、市中の金融機関ということになりますので、そこのところやはり指定金ですので、言い方は大変適していないと思うんですけれども、器というものもあろうかと思っておりますので、ほかの金融機関が仮にできるようであればよろしいんですが、特に今現在支障がない、特に問題を起こしているわけではございませんので、特に変える理由はないのかなと思っております。

星野委員　先ほど令和2年までに7件廃止になったというお話でありましたけど、その自治体はその後、例えば農協さんに振り替えたとか、そういった事例はありますか。

吉田会計管理者　ほかの金融機関に替えたという事例は、情報的にはいただいておりません。

星野委員　情報がないだけで、実際あるかないかというところはどうなんでしょうか。

吉田会計管理者　手元資料、それぞれの自治体からの情報によりますと、替えたという報告はもらっていません。

森島委員長　ここでしばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（11：17）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（11：18）

森島委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結させていただきます。本件については引き続き調査をすることでご異議ありませんか。（異議なし）では、そのように決定いたしました。

・入広瀬小学校について

森島委員長　次に、入広瀬小学校についてを議題といたします。資料が配付されておりますので執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長　それでは、入広瀬小学校についてご報告申し上げます。これまで入広瀬小学校検討委員会での検討結果につきましては、その都度ご報告をいたしましたところではありますが、12月10日に検討委員会のほうから令和4年度末をもって入広瀬小学校を閉校し、令和5年4月から学区を須原小学校の学区と統合することを提言する旨の答申書を

いただいたというところで、12月13日の総務文教委員会で報告をしたところであります。本日は、その後の経過とその答申を受けて、教育委員会のほうで学区の再編についての計画を取りまとめたものをご報告させていただきます。内容については学校教育課長から説明を申し上げます。

森山学校教育課長 （資料「入広瀬小学校の閉校に伴う須原小学校通学区域再編計画」及び「入広瀬小学校の今後及び須原小学校学区再編に関する説明会の開催状況等について」により説明）

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 まず、スクールバスの運行なんですけれども、5ページに現状では2系統というふうに示されていて、今後は検討をしていくという話がありますが、これは具体的に何か示せるものがあるんですか。

森山学校教育課長 現状につきまして申し上げて、そこからまた入広瀬小学校が閉校となった場合に、どのように子どもたちを須原小学校までお届けするかというようなことについては、令和4年度の中で正確にまとめていきたいと思いますが、現時点で具体的なルート等々についてはまだできていませんので、それぞれいくつかの案を提案しながら利用者と検討していきたいと考えております。

大平委員 分かったら、ぜひお示ししていただきたいのですが、もう一つ聞きたいのが、入広瀬小学校自体が今まで地域の方々と一緒にできたというものも、私としては大切にしていきたいし、そこら辺についての、例えば授業とか行事とか、そういうことの考え方については残すような方向で考えていらっしゃるのか、それとも新たな学校にすることによって別途考えていくのか。そこはどういう考え方なのでしょうか。

樋口教育長 入広瀬小学校がスクラム教育という形で、今まで一生懸命取り組んでこられたことは、北部地域の皆さんもよくご存じだと思いますし、残念ですが閉校という形を選択することになりましたので、今まで入広瀬小学校として地域と結んで様々な教育活動を行ってきているわけですが、そこは新しい須原小学校の中でも、そこを視野に入れた教育活動を展開していただくように、校長先生には伝えてあります。それからコミュニティスクールが始まりますので、地域の皆さんから選ばれた学校運営協議会委員の皆さんからも、そういう視点で教育活動について意見を言っていただくことで、これまで入広瀬小学校が取り組んできました教育活動についても、全部が全部とか、どの辺の範囲か分かりませんが、少なからず継承されていくものというふうに思っているところです。

森島委員長 ほかにございませんか。（なし）なければ質疑を終結させていただきます。本件については、引き続き調査することでご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定しました。

・ヤングケアラーについて

森島委員長 次に、ヤングケアラーについてを議題とします。ヤングケアラーにつきましては、当初、当委員会の調査課題として挙げられておりましたが、11月17日の委員会で説明したとおり、執行部側の担当も決まっていないことから、しばらくは担当を決めず、全体として調査をさせていただくこととしておりました。そこで、その後の経過について議会

事務局長に説明をさせます。

佐藤議会事務局長　その後の経過ですけれども、まず、どういうふうに取り組むのかということで、委員長から議長のほうに相談させてもらって、議長預かりということになりました。それを受けまして、まず、ヤングケアラーという問題について勉強しましょうということとで先般1月19日に研修会を開催いたしました。こちらについては、先ほど委員長が申したように、市のほうも一緒に勉強したほうがいいんじゃないかということで、教育委員会及び福祉支援課の職員からも参加いただき、合同で学習会ということで開催させていただきました。経過については以上です。

森島委員長　本日は、本年の1月19日に開催したヤングケアラーに関する議員研修を受け、委員からお聞きしたものを含めて、私なりに研修あるいは資料に基づき、まとめたものを委員の皆様に配付させていただきました。なお、先ほど議会事務局長が話したとおり、ヤングケアラーは教育委員会というようなことで、私たちの所管ということで議長及び産業厚生委員会の委員長と協議をして、大人のひきこもり等については、厚生の部分であろうかと思います。一旦ヤングケアラー、子どもに関することについては、当委員会で見かるといえることですので、皆さん方から特段のご協力をお願いするところであります。そこで、今ほど申し上げましたとおり、私なりにまとめた資料がありますので、これを議会事務局長から説明させます。

佐藤議会事務局長　（資料「ヤングケアラー研修について」により説明）

森島委員長　今ほどの説明を踏まえまして、皆さん方からご意見を賜りたいと思いますけれども、裏面の「早期発見のために」と「魚沼市の実態について」、これを当委員会として議長を通じて教育委員会に申し上げたい。研修でもあったように、やはり現場の声を把握することが第一であると思いますので、私たち委員会としての議論も大事でありますけれども、まず事を起こして、その後、また私どもの委員会なりで調査をさせていただくというようなことで、皆さん方のご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ここでしばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（11：37）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（11：41）

森島委員長　休憩を解き、会議を再開させていただきます。では裏面の「早期発見のために」と「魚沼市の実態について」の項目について、議長宛てに送らせていただきます。そして、議長から担当の教育委員会のほうにお願いをしたいということでよろしいでしょうか。（異議なし）そのように決定をいたしました。本件については以上といたします。

・その他

森島委員長　その他、執行部から報告事項はありませんか。

五十嵐企画政策課長　先ほどの旧庁舎の利活用に関連して一点報告をさせていただきたい
と思います。今、この旧庁舎の利活用方針が定まったことによりまして、公共施設等総合
管理計画の一部改訂を進めているところでありまして、1月25日から2月18日までパブリ
ックコメントの募集を行いました。結果はゼロ件でしたので、以前、皆さんにお示しして
いる資料を基に、一部改訂のほうは進めさせていただきたいと思いますので、報告させて
いただきます。

森島委員長　執行部から、ほかにありませんか。（なし）では委員の皆さんから、ほかにご
意見、協議事項等はありませんか。

星野委員　以前、南魚沼市の選挙絡み等で断念しておりました図書館の視察を再度お願いし
たいんですけども、いかがでしょうか。

森島委員長　これについては、この3月13日に設計業者を決めるプロポーザルが開催される
と思います。それを踏まえて、私たちの懸案である図書館、これは南魚沼市、あるいは十
日町市、複合施設等々もあろうかと思しますので、このことについては私、そして副委員
長、そして議会事務局、議長等で少し相談をさせていただいて、このコロナの収束が見え
た中で研修会といいいましょ、視察を考えさせていただきたいと思いますが、よろしい
でしょうか。

本田委員　先般、総務文教委員会の委員を中心に、図書館について、市民を交えて勉強会を
させていただきました。その中で近隣市町村の動きということで情報もいただきましたの
で、それも含めて、現地視察も大事なんですけれども、今、やっぱり結構近隣の市町村で
動きがありますので、その辺を委員会として、やはり状況把握しながらやっていくことも
大事かと思しますので、そこも含めて図書館についてご検討いただきたい。

森島委員長　分かりました。今日ここでどうのこうのということでもないかと思しますので、
委員の皆さん方が私、副委員長、あるいは議会事務局のほうに視察、研修の内容を提出い
ただき、その中で私のほうでまとめさせていただくことでよろしいですか。（異議なし）
では、ぜひ皆さんからの積極的なご意見を賜りたいと思います。ほかにございませんか。
（なし）なければ、本日の会議録の調製については委員長に一任願います。本日の総務文
教委員会はこれにて閉会といたします。

閉　　会（11：45）